内閣参質二一二第二一号

令和五年十一月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

参議院議長　尾辻　秀久　殿

参議院議員石垣のりこ君提出二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関連イベントに旧ジャニーズ事務所所属タレントを起用することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関連イベントに旧ジャニーズ事務所所属タレントを起用することに関する質問に対する答弁書

御指摘の「大阪・関西万博のイベントやＰＲ番組など」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、政府が実施する令和七年に開催される国際博覧会に関する広報においては、令和五年十月二十七日現在、御指摘の「旧ジャニーズ事務所」に所属する者を御指摘のように「起用」しておらず、また、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が博覧会協会として指定した公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会が実施する同博覧会に関する広報においても、同様であると同協会から聞いている。

また、政府又は同協会以外の者が実施する広報については、一義的にはその広報の実施主体において適切に対応されるべきものであることから、お尋ねの「どのように考えているのか」について、政府としてコメントすることは差し控えたいが、いずれにせよ、より多くの方に同博覧会に来場いただけるよう、引き続き、適切な広報を通じた機運醸成に努めてまいりたい。